

# 鹿児島県立垂水高等学校振興対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「鹿児島県立垂水高等学校振興対策協議会」と称し、事務局を垂水市教育委員会内におく。

(目的)

第2条 本会は、「地域の活性化は教育にあり」という信念に基づいて、市民が安心して暮らせる教育環境を整えるとともに、鹿児島県立垂水高等学校（以下「垂高」という。）の存続及び振興・発展を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡提携
- (2) 垂高の振興支援に関する事項
- (3) 垂高の地域と連携した教育活動の推進
- (4) その他必要な事項

(会員)

第4条 本会の構成員は、別表に記載した団体の長又は代表者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 書記・会計1名
- (4) 監事2名

(役員選出)

第6条 役員は、構成員の中から互選する。

(任期)

第7条 任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(補助金管理者)

第8条 本協議会会員である垂高校長は、鹿児島県立垂水高等学校生徒通学費等補助金交付要綱に定められた、鹿児島県立垂水高等学校生徒通学費等補助金の申請、請求、支給及び実績報告等を行い、支給された当該補助金を管理する。

(会議)

第9条 本会に次の会を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第10条 総会は、年1回以上開催するものとする。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

(経費)

第12条 本会の運営経費は、市補助金及びその他寄付金等をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、平成9年5月28日から施行する。

附則（平成11年10月4日改正）

この附則は、平成11年11月1日から施行する。

附則（平成15年8月11日改正）

この附則は、平成15年9月1日から施行する。

附則（平成20年6月23日改正）

この附則は、平成20年7月1日から施行する。

附則（平成22年6月29日改正）

この附則は、平成22年6月27日から施行する。

附則（平成24年5月21日改正）

この附則は、平成24年6月1日から施行する。

附則（平成25年3月28日改正）

この附則は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日改正）

この附則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年11月7日改正）

この附則は、平成28年11月7日から施行する。

附則（令和5年3月17日改正）

この附則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 鹿児島県立垂水高等学校振興対策協議会会員

会員番号	所 属
1	垂水市長
2	県議会議員（鹿屋市・垂水市区選出）
3	市議会総務文教委員長
4	市教育委員
5	市教育長
6	市教育委員会学校教育課長
7	市教育委員会学校教育課指導主事（進路指導担当）
8	市企画政策課長
9	垂水中央中学校PTA会長
10	垂水高校PTA会長
11	垂水高校同窓会会長
12	市小学校校長代表
13	垂水中央中学校校長
14	市文化協会会長
15	市振興会連絡協議会会長
16	市公民館連絡協議会会長
17	市商工会会長
18	垂水高校校長
事務局	市教育委員会教育総務課